

クレカカウンセラー資格認定試験等に関する内規

(令和5年4月1日施行)

(目的)

第1条 本内規は、クレカカウンセラー認定制度に関する細則（以下「細則」という。）第5条及び第6条の規定に基づき、クレカカウンセラー資格認定講座（以下「認定講座」という。）及び資格認定試験（以下「認定試験」という。）並びに修了研修を実施するために定める。

(受講、受験手続等)

第2条 認定講座の受講手続は、本会の会員がこれに関連のある企業等又は業務を委託している企業等を含めて、第2条の受講資格を確認の上、一括して本会に対し受講の申込みを行うものとする。

2 受験手続については、原則として、前項の受講手続と合わせて申込みをするものとする。なお、第4条の受験資格者で、再度受験をする者については、別途所属する企業等を通じて申込みをするものとする。

3 前2項にかかわらず、受講者又は受験者からの申請があつて、本会が申請理由を適当と認めたときは、直接申し込むことができるものとする。

(受講資格)

第3条 認定講座の受講資格者は、細則第3条に規定する者とする。

(認定講座)

第4条 認定講座は、次の各号に定めるところにより実施する。

- ① 認定講座は、通信の方法により実施する。
- ② 認定講座の期間は、6カ月以内（課題提出1回以内）とする。
- ③ 認定講座の内容は、次の通りとする。

科目1 クレジット業務に関する 専門知識	○クレジット業界の動向 ○クレジット業務関連 ○クレジット業界の課題と対策
科目2 クレジット関連法規	○クレジットにおける法律基礎知識 ○その他必要な法律基礎知識
科目3 消費者対応	○消費者対応 ○クレジットと消費者保護 ○債権管理業務とコンプライアンス ○具体的事例対応

- ④ 人材育成部会クレカカウンセラー制度運営分科会（以下「分科会」という。）は、期限内に課題を提出し、80点以上の成績を得た者を修了者と認定する。なお、本会は、修了者に対し受験資格を付与する

ものとする。

- ⑤ 認定講座の受講料については、別に定めるものとする。

(認定試験)

第5条 認定試験は、第1次試験及び第2次試験により実施する。

(第1次試験の受験資格)

第6条 第1次試験の受験資格は、細則第3条の規定を充たし、かつ、第4条に規定する認定講座の修了者とする。ただし、3科目のうち、最初に認定講座を修了した科目の修了年度を含む5年以内の者に限る。

(第1次試験の内容)

第7条 第1次試験は、次の各号の定めるところにより実施する。

- ① 第1次試験は、C B T (Computer Based Tasting) 又は P B T (Paper Based Tasting) により、分科会が定める試験期間及び試験回数を設ける。
- ② 第1次試験の科目、その内容及び時間は次のとおりとする。

	内 容	時 間
科目1 クレジット業務に関する専門知識	○クレジット業界の動向 ○クレジット業務関連 ○クレジット業界の課題と対策	60分
科目2 クレジット関連法規	○クレジットにおける法律基礎知識 ○その他必要な法律基礎知識	60分
科目3 消費者対応	○消費者対応 ○クレジットと消費者保護 ○債権管理業務とコンプライアンス ○具体的事例対応	60分

- ③ 分科会は、第1次試験のすべての科目において、80点以上の成績を得た者を第1次試験合格者と認定する。
- ④ 認定は科目ごとの認定とするが、第6条に規定する第1次試験の受験資格を失った時点で認定を受けているすべての科目の認定が取り消されるものとする。
- ⑤ 第1次試験の受験料については、別に定めるものとする。

(第2次試験の受験資格者)

第8条 第2次試験の受験資格者は、細則第3条の規定を充たし、かつ、第7条に規定する第1次試験合格者とする。ただし、第1次試験合格者として認定された年度を含み3年以内の者に限る。

(第2次試験の内容)

第9条 第2次試験は、次の各号に定めるところにより実施する。

- ① 第2次試験は、年1回以上、分科会が設置する会場で実施する。
- ② 第2次試験の内容は、次のとおりとする。

科目	内容	時間
口頭試問 (個別面接方式)	○消費者相談事例に基づく口頭試問	約10分
筆記試験 (記述式)	○クレジット業務に係る事例対応	60分

- ③ 口頭試問の試験官は、分科会委員及びクレカウンセラー等とし、分科会座長が任命する。
- ④ 分科会は、口頭試問及び筆記試験の両方において、それぞれ基準点以上の成績を得た者を第2次試験合格者と認定する。
- ⑤ 第2次試験の受験料については、別に定めるものとする。

(修了研修の受講資格)

第10条 修了研修の受講資格は、細則第3条の規定を充たし、かつ、第9条に規定する第2次試験の合格者とする。ただし、合格年度を含み3年以内の者に限る。

(修了研修の内容)

第11条 修了研修は、次の各号の定めるところにより実施する。

- ① 修了研修は、年1回以上、分科会が設置する会場で実施する。
- ② 修了研修の期間は、3日以内とする。
- ③ 修了研修の内容は、分科会において決定する。
- ④ 分科会は、修了研修の全課程のうち、8割以上を履修した者を修了者と認定する。
- ⑤ 修了研修の受講料については、別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 本内規の改廃は、分科会において審議を行い、人材育成部会の承認を得るものとする。

附則

1. 本内規は、平成30年4月1日に遡って施行する。
2. 本内規の改正は、令和5年4月1日から施行する。